

審決

無効 2012-890054

福岡県福岡市中央区赤坂 1-14-22
請求人 新日本製薬 株式会社

福岡県福岡市中央区天神 1 丁目 6 番 8 号 天神ツインビル 6 階 有吉国際特許事務所
代理人弁理士 有吉 修一郎

福岡県福岡市中央区天神 1 丁目 6 番 8 号 天神ツインビル 7 階
代理人弁護士 田中 雅敏

福岡県福岡市中央区天神 1 丁目 6 番 8 号 天神ツインビル 7 階
代理人弁護士 新里 浩樹

福岡県福岡市中央区天神 1-6-8 天神ツインビル 6 階 有吉国際特許事務所
代理人弁理士 森田 靖之

東京都豊島区西池袋五丁目 5 番 21 号
被請求人 株式会社 ボディワークホールディングス

東京都渋谷区円山町 2 8 番 4 号 大場ビル A 館 2 階 山田内外特許事務所
代理人弁理士 山田 文雄

東京都渋谷区円山町 2 8 番 4 号 大場ビル A 館 2 階 山田内外特許事務所
代理人弁理士 山田 洋資

上記当事者間の登録第 5494262 号商標の商標登録無効審判事件について、次のとおり審決する。

結 論

本件審判の請求は、成り立たない。
審判費用は、請求人の負担とする。

理 由

第 1 本件商標

登録第 5494262 号商標（以下「本件商標」という。）は、別掲 1 のとおりの構成からなり、平成 23 年 1 月 11 日に登録出願、第 1 類「水、窒素化合物、界面活性剤、化学剤、その他の化学品、人工甘味料」及び第 3 類「せっけん類、歯磨き、化粧品、アロマオイル、エッセンシャルオイル、植物性天然香料、動物性天然香料、合成香料、調合香料、精油からなる食品香料、薫料、研磨紙、研磨布、研磨用砂、人造軽石、つや出し紙、つや出し布、つけづめ、つけまつ毛」を指定商品として、同 24 年 4 月 23 日に登録査定、同年 5 月 18 日に設定登録されたものである。

第 2 引用商標

請求人が、本件商標の無効の理由に引用する登録商標は、以下の 1 ないし 3 のとおりであり、いずれも現に有効に存続しているものである。

1 登録第 5408589 号商標（以下「引用商標 1」という。）は、「RAFFINE」の欧文文字を標準文字により表してなり、平成 22 年 1 月 2 日に登録出願、「化粧品」を含む第 3 類、第 8 類、第 21 類及び第 26 類に属する商標登録原簿記載のとおりの商品を指定商品として、同 23 年 4

月22日に設定登録されたものである。

2 登録第5411218号商標（以下「引用商標2」という。）は、「RAFFINE」の欧文文字を標準文字により表してなり、平成22年8月24日に登録出願、第3類「化粧品、つけづめ、つけまつ毛」を指定商品として、同23年5月13日に設定登録されたものである。

3 登録第5431315号商標（以下「引用商標3」という。）は、別掲2のとおり、「ff」の文字部分をやや図案化した「RAFFINE」の欧文文字よりなり、平成23年2月4日に登録出願、「化粧品」を含む第3類、第8類、第21類及び第26類に属する商標登録原簿記載のとおりの商品を指定商品として、同年8月12日に設定登録されたものである。

以下、上記登録商標をまとめていうときには「引用各商標」という。

第3 請求人の主張

請求人は、本件商標の指定商品中、第3類「化粧品」の登録を無効とする、審判費用は被請求人の負担とする、との審決を求め、その理由を要旨以下のように述べ、証拠方法として、甲第1号証ないし甲第16号証（枝番を含む）を提出した。

1 本件商標と引用各商標との類似性

（1）本件商標の称呼・観念・外観について

本件商標は、第1段目に「Raffine」のアルファベット文字を横書きし、第2段目に「Style」のアルファベットの文字の横書きと円形図形が配置されている。かかる「Raffine」の文字は、引用各商標と同一の称呼「ラフィネ」が生じる文字である。第2段目の「Style」は「スタイル」の称呼が生じ、全体では「ラフィネスタイル」の称呼を生じる。本件商標では外観において、第1段目の「Raffine」の文字部分と第2段目の「Style」の文字部分とが一連一体に構成されているとは言えず、明らかに分離しており、「Raffine」の文字部分のみを独立して認識でき、商標を観察した場合、第1段目の「Raffine」が初めに認識される部分と言える。

さらに、第1段目の「Raffine」は「上品な、洗練された」という意味を有する英語又はフランス語の形容詞であり、第2段目「Style」は「スタイル、型、生活様式」等を意味する英語の名詞である。指定商品の中に化粧品を含む本件商標においては、第2段目の「Style」は特別な観念を生じず、第1段目の「Raffine」に、商品に印象を与える特別な観念が生じていると言える。

以上より、本件商標における自他商品識別力が強い要部は、第1段目の「Raffine」の文字部分であると考えられる。

（2）引用各商標の称呼・観念・外観について

引用商標1は「RAFFINE」の、引用商標2は「RAFFINE」のアルファベット文字を標準文字で表してなり、また、引用商標3は別掲2に示すとおり「RAFFINE」の文字を書してなるものであり、引用各商標からはそれぞれの文字に照応して「ラフィネ」の称呼を生ずる。また、「RAFFINE」は「上品な、洗練された」という意味を有する英語またはフランス語の形容詞であり、指定商品に対して印象を与える特別な観念が生じている。そして、引用商標1のアルファベット文字はいずれも大文字で構成されており、引用商標2のアルファベット文字は「ff」の文字部分が小文字で、残りの文字部分はいずれも大文字で構成され、引用商標3のアルファベット文字は別掲2のとおり「ff」の文字部分が若干図案化され、他の文字部分に比べてやや縦長の構成となっている。

（3）本件商標と引用各商標の類否

上述のとおり、本件商標からは、その全体から「ラフィネスタイル」の称呼が生ずるほかに、要部である第1段目の「Raffine」部分から「ラフィネ」の称呼も生じ、また、本件商標の要部である「Raffine」部分から「上品な、洗練された」という観念が生ずる。

一方、引用各商標からは、その構成より「ラフィネ」の称呼が生じ、「上品な、洗練された」という観念が生ずるものである。また、本件商標の要部である「Raffine」部分と、引用各商標とでは、アルファベット文字のつづりが同一である。

本件商標の要部において大文字で表記されたのが最初の1文字「R」だけであるのに対し、引用各商標においては、構成7文字のうち、引用商標1では全ての文字が大文字で記載されている点、また、引用商標2及び引用商標

3では最初の2文字「RA」と後半3文字「INE」が大文字で表記された点でのみ相違するものである。さらに、引用商標3においては、「ff」の文字部分が若干図案化され、他の文字部分よりもやや縦長に構成されているものの、他の文字部分と合わせて一連一体に構成されていると言える。また、本件商標は緑色の色彩を付されているが、黒い文字で記載された引用商標との間において、色彩の違いによって外観上の相違を顕著に示すものとは認められない。したがって、本件商標の要部と引用各商標は外観上も相紛らわしいものと言うべきである。

よって、本件商標は、引用各商標と称呼・観念・外観において類似するといふべきである。

2 本件商標と請求人の化粧品ブランド「RAffINE」との類似性

(1) 請求人の化粧品ブランド「RAffINE」の称呼・観念について

請求人の化粧品ブランド「RAffINE」からは「ラフィネ」の称呼が生じる。また「RAffINE」は「上品な、洗練された」という意味を有する英語又はフランス語の形容詞であり、請求人の化粧品ブランドにおける商品に対して特別な観念が生じている。

(2) 本件商標と請求人の化粧品ブランド「RAffINE」の類否

上述のとおり、本件商標は、その全体から「ラフィネスタイル」の称呼が生ずるほかに、要部である第1段目の「Raffine」部分から「ラフィネ」の称呼も生ずる。また、本件商標の要部である「Raffine」部分から「上品な、洗練された」という観念が生ずる。

一方、請求人の化粧品ブランド「RAffINE」からは、「ラフィネ」の称呼が生じ、「上品な、洗練された」という観念が生ずるものである。

したがって、本件商標の要部である「Raffine」部分と請求人の化粧品ブランド「RAffINE」は同一の称呼と観念を生ずるものである。

よって、本件商標は、請求人の化粧品ブランド「RAffINE」と称呼・観念において類似するといふべきである。

3 請求人の化粧品ブランド「RAffINE」の周知性・著名性について

請求人は、2012年4月現在、日本全国に17店舗の販売店を展開し

(甲11-1)、「RAffINE」を冠した化粧品を販売している。また、インターネット上の自社ホームページの物販サイト(甲11-2)、Yahoo及び楽天の物販サイトでも製品を販売している(甲11-3)。製品の宣伝広告も継続的に行っており、全国70局でのテレビ放映や120種類を超える紙媒体の広告を通じて製品販売の促進を図っている(甲11-4)。

これら請求人の営業努力の結果、化粧品ブランド「RAffINE」製品は売上を伸ばし、「化粧品マーケティング要覧2011年No. 1(株式会社富士経済)」によると、化粧品モイスター分野にて、2008年から2011年にかけて、メーカー別シェアで3位、ブランド別シェアで

「RAffINE」ブランドが2位の位置を占めている(甲11-5)。また、楽天の物販サイトにて複数回にわたって賞を受賞している(甲11-6)。さらに、近年では物販サイトへのアクセス数が顕著に増加しており、請求人の会社およびブランド製品の認知度がさらに高まっていることが分かる(甲11-7)。

以上のことから、請求人の化粧品ブランド「RAffINE」は、請求人の販売する化粧品ブランドを表示するものとして需要者の間に広く認識されているものと考えられる。

4 商標法第4条第1項第11号について

本件商標は、第1段目に引用商標と同一の称呼を生じる文字

「Raffine」を含むものであり、「Raffine」の部分が本件商標の要部であるため、上記1において詳述したとおり、本件商標の称呼・観念・外観は、引用各商標の称呼・観念・外観と類似する。また、本件商標に係る指定商品には「第3類 化粧品、つけづめ、つけまつ毛」が含まれ、引用各商標の指定商品にも「第3類 化粧品、つけづめ、つけまつ毛」が含まれる。

したがって、本件商標に係る指定商品は、引用各商標の指定商品と同一又は類似である。

よって、本件商標は商標法第4条第1項第11号に該当する。

5 商標法第4条第1項第15号について

(1) 商標法第4条第1項第15号の判断基準

本件商標が請求人の化粧品ブランド「RAffINE」の表示との間で出所の混同を生じさせるおそれについて、最高裁判所判決（甲12及び甲13）が判示する判断基準に沿って検討していく。

(2) 本件商標と請求人の化粧品ブランド「RAffINE」の類似性の程度

上記1で詳述したとおり、本件商標の要部は第1段目の「RAffine」部分である。本件商標の要部からは「ラフィネ」の称呼が生じ、「上品な、洗練された」という観念が生ずる。

一方、請求人の化粧品ブランド「RAffINE」からは、「ラフィネ」の称呼が生じ、「上品な、洗練された」という観念が生ずるものである。

したがって、本件商標の要部である「RAffine」部分と請求人の化粧品ブランド「RAffINE」は同一の称呼と観念を生ずるものである。

よって、本件商標は、請求人の化粧品ブランド「RAffINE」と類似するというべきである。

(3) 請求人の化粧品ブランド「RAffINE」の周知性・著名性

上記3で詳述したとおり、請求人の化粧品ブランド「RAffINE」は、請求人の販売する化粧品ブランドを表示するものとして需要者の間に広く認識されているものと考えられる。

(4) 商品間の関連性、取引者・需要者の共通性

本件商標の指定商品には、第3類「化粧品」が含まれている。一方、請求人は、「RAffINE」を冠する化粧品をブランド展開し、各種商品を店舗やインターネット上の自社ホームページの物販サイトなどで販売している。

ここで「化粧品」とは、需要者の嗜好性や使用する体の部位に応じて、多種多様な製品群を含むものではあるが、いずれも「体を清潔にしたり、見た目を美しくしたりする」という目的をもって購入・使用される点で共通している。また、本件商品の指定商品と請求人の販売する化粧品の需要者は、主に女性を中心とする一般消費者であり、需要者が共通するものである。また、これらの販売場所は店舗やインターネット上であり、販売場所の範囲は一致している。

以上の点から、本件商標の指定商品に含まれる化粧品と請求人の業務に係る商品は、極めて密接な関連性を有するものである。

(5) 出所混同の有無

上述したとおり、本件商標と請求人の化粧品ブランド「RAffINE」が類似すること、「RAffINE」が請求人の販売する化粧品ブランドを表示するものとして需要者の間に広く認識されていること、本件商標の指定商品に含まれる化粧品と請求人の業務に係る商品が極めて密接な関連性を有するものであることを総合的に勘案すれば、被請求人が本件商標を指定商品「化粧品」に使用した場合、これに接する取引者又は需要者は、請求人の化粧品ブランドを連想し、当該商品があたかも請求人と何らかの関係を有する者の取扱いに係る商品であると誤認し、商品の出所について混同を生じるおそれがあると言える。

よって、本件商標は商標法第4条第1項第15号に該当する。

6 商標法第4条第1項第19号について

(1) 請求人の化粧品ブランド「RAffINE」の周知性・著名性

上記3で詳述したとおり、請求人の化粧品ブランド「RAffINE」は、本件商標の出願時及び査定時において、請求人の販売する化粧品ブランドを表示するものとして日本国内において、需要者の間に広く認識されているものと考えられる。

よって、請求人の化粧品ブランド「RAffINE」は、商標法第4条第1項第19号に規定する「他人の業務に係る商品又は役務を表示するものとして日本国内又は外国における需要者の間に広く認識されている商標」にあたる。

(2) 本件商標と請求人の化粧品ブランド「RAffINE」の類似性の程度

上記5(2)で詳述したとおり、本件商標は、請求人の化粧品ブランド「RAffINE」と類似するというべきである。

(3) 被請求人の「不正の目的」

商標法第4条第1項第19号について、「不正の目的」として具体的に想定されるケースとしては、「日本国内で全国的に著名な商標と同一又は類似の商標について、出所混同のおそれまでもなくとも出所表示機能を希釈化させたり、その名声を毀損させる目的をもって出願するケース」や、「その他日本国内又は外国で周知な商標について信義則に反する不正の目的で出願するケース」が該当する(甲14)。

ここで、被請求人は本件商標の出願前である、平成23年9月29日時点において、請求人より内容証明郵便による警告書を受領している(甲9)。

この警告書の中では、被請求人が店舗及び通信販売にて販売するジェル状化粧品に「R a f f i n e」の文字を含む商標を付して販売し、当該行為が請求人の引用商標の権利侵害に該当する旨が記載されている。また、同警告書内にて、該当する商品の販売や宣伝広告の中止についても求めている。この事実を勘案すると、被請求人は、本件商標の出願前から、既に引用商標の存在を知っていたことは明らかである。また、警告を受けながらも

「R a f f i n e」の文字を含む商標を指定商品「化粧品」について出願した経緯を考慮すると、請求人の化粧品ブランド「R A f f I N E」が需要者の間に広く認識されている点に着目し、その周知性・著名性に便乗することによって不当の利益を得ようとする目的が推認される。さらには、請求人の化粧品ブランドが有する顧客吸引力及び識別力を希釈する目的や、請求人の業務を妨害する目的をもって本件商標を出願した可能性があることも充分に考えられる。

よって、被請求人による本件商標を指定商品「化粧品」について使用することは、商標法第4条第1項第19号に規定する「不正の目的をもって使用するもの」にあたるというべきである。なお、これら不正の目的が、本件商標の出願時及び査定時に存在していたことは言うまでもない。

(4) 結論

上述したとおり、本件商標は、その登録出願時及び登録査定時において、請求人の業務に係る商品の出所を表示するものとして日本国内の需要者の間に広く認識された化粧品ブランド「R A f f I N E」と称呼及び観念を同一とする類似商標であり、不正の目的をもって使用するものであるから、商標法第4条第1項第19号に該当する。

7 商標法第4条第1項第7号について

(1) 「公序良俗を害するおそれがある商標」の解釈

商標法第4条第1項第7号は、公の秩序または善良の風俗を害するおそれのある商標は、商標登録を受けることができない旨規定している。商標出願において出願経過に社会的妥当性を欠く場合、不正の目的をもって出願されたものであることが明らかな場合には、かかる事情が存在するにもかかわらず結果として得られた商標登録を容認することは、商品の流通秩序を含む「公序良俗」を害するおそれがあると判断され、商標法第4条第1項第7号によって排除されるものである。

(2) 本件商標の商標法第4条第1項第7号該当性

被請求人は、本件商標の出願日の前日である平成23年11月10日に、自身の行った商願2011-55832に対して特許庁からの刊行物等提出による通知を受領している(甲10)。通知書には、商願2011-55832に対する商標法第4条第1項第11号の拒絶理由の引例として引用商標が記載されており、後日、同内容の拒絶理由通知がなされた経緯が存在する(甲16)。なお、商願2011-55832の商標は、第1段目が「N a i l R a f f i n e」のアルファベット文字を横書きしてなり、第2段目に「ネイルラフィネ」のカタカナ文字で横書きされた構成であり、本件商標と同じく「R a f f i n e」の文字を有している。また指定商品には第3類「化粧品」を含んでいる。

すなわち、被請求人は引用商標を引例として、商願2011-55832が拒絶される可能性を認識した上で、その事実を知った翌日である平成23年11月11日に本件商標を出願している。つまり本件商標の出願時には、被請求人が引用商標の存在を知っていたことは明らかである。

また、被請求人は本件商標と類似する商標(バナー広告)を使用して本件商標の指定商品に含まれる「化粧品」の販売を行っている。このバナー広告の第3段目には、「ラフィネの通販サイト」と記載され、「通販サイト」の文字部分がサービスの質を表示するに過ぎないことを考慮すると、一般消費

者は「ラフィネ」の文字部分から、請求人の化粧品ブランド「R A f f I N E」と関連する商品であろうと認識し、また、本件審判の請求人の化粧品ブランド「R A f f I N E」と関連する商品であることを期待すると考えるのが自然である。つまり、被請求人による本件商標に類似する商標を指定商品「化粧品」に使用する行為は、請求人の化粧品ブランドとの間で誤認・混同を生じさせるものであり、請求人の化粧品ブランドの顧客を自己の販売する商品に誘導し、利益を上げる目的が推認され、商標の不正使用とも考えられる。

さらに、被請求人による他人の業務に係る商品と誤認・混同を生じさせる行為として以下の2つの事案が挙げられる。

まず1件目の商願2009-58231の事案では、第1段目に「R a f f i n e」のアルファベット文字を横書きにし、第2段目に「ラフィネクラブ」のカタカナ文字及び「C l u b」のアルファベット文字を筆記体で配置した構成の商標について、指定商品に第3類「化粧品」を含む形で被請求人は商標出願していた。この出願には、商標法第4条第1項第11号の拒絶理由が通知され、被請求人は上申書にて意見書提出の意思を表示し、特許庁からの意見書を提出すべき旨の通知書を受けながらも、最終的には意見書を提出せずに出願について拒絶査定が確定したという経緯が存在する。被請求人は出願中に、同商標を化粧品について使用しており、一連の行為は拒絶査定の確定を引き伸ばす目的があったものと推認される。また、被請求人の商標使用行為はその後継続し、請求人の引用商標に基づく警告を受けて初めて、使用を中止した事実が存在する（甲9）。

次に2件目の商願2011-55832の事案は、本項目の冒頭部分と重複するが、同商標出願には、請求人の引用商標を引例とした商標法第4条第1項第11号の拒絶理由が通知され、やはり、被請求人は特許庁に対し上申書にて、意見書提出の意思を表示しており、同商標の化粧品についての使用も現在継続している状況である。同出願に対しては、未だ拒絶査定はなされていないものの、被請求人による化粧品について同商標を使用する行為は、請求人の化粧品ブランドとの間で誤認・混同を生じさせるものというほかない。

以上、2つの事案から、被請求人による商標出願とその後の経過における行為は、商標の不正使用に該当し、他人の業務に係る商品と誤認・混同を生じさせるものであり、公正な競争秩序を乱すものと考えられる。

また、本件商標の出願行為は、商願2011-55832が拒絶された場合にも、「R a f f i n e」の文字を含む本件商標にて代替的に権利を取得しようとするものであり、「R a f f i n e」を含む商標について拒絶から逃れるために出願したものに過ぎず、その出願経過に社会的妥当性を欠くものである。前記6で述べたように、被請求人は、本件商標の出願時点において、請求人の化粧品ブランドの存在とその周知性・著名性を知っていたことが推認され、本件商標の出願行為は、請求人の商標に化体した社会的な信用及び業務上の信用を充分認識した上で、これを自己の利益に利用するものであって、不正の目的をもって出願されたことが明らかであると考えられる。

したがって、かかる事情が存在するにもかかわらず、本件商標が登録された状態は、商品の流通秩序を含む公序良俗を害するおそれがあるものと言える。

よって、本件商標は、公正な競争秩序に反し、「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある商標」に該当すると考えられ、商標法第4条第1項第7号に該当する。

8 むすび

以上のとおり、本件商標は、その指定商品中の第3類「化粧品」について、商標法第4条第1項第11号、同第15号、同第19号及び同第7号に該当するものであるから、商標法46条第1項第1号によりその登録を無効にされるべきである。

第4 被請求人の答弁

被請求人は、結論同旨の審決を求めると答弁し、その理由を要旨次のように述べ、証拠方法として乙第1号証ないし乙第8号証（枝番を含む）を提出した。

1 商標法第4条第1項第11号違反について

請求人は、本件商標が「R a f f i n e」と「S t y l e」との2段書き

であり、「Style」の部分は指定商品「化粧品」との関係では特別の観念が生じないから、上段の「Refine」部分が商標の要部であり、これが引用各商標と称呼・観念・外観において類似すると主張している。

しかしながら、請求人も指摘するように「Refine」はフランス語で「上品な。洗練された」の意味を持ち、「Style」は「表現方法、生活様式、暮らし方」などの意味を持つ言葉である。両者が一緒になった「Refine Style」では、「上品な、または洗練された表現、生活様式、暮らし方」を暗示させるものであり、一定の観念を看者に抱かせるものである。そして、この観念は指定商品「化粧品」についても何ら違和感のない観念である。引用商標のように単なる「RAFFINE」だけでは、単に「上品な、洗練された」の意味しかないから、指定商品「化粧品」に使用すれば、それは「上品な洗練された化粧品」と看者に観念にさせるしかないであろう。これに対し、本件商標では指定商品「化粧品」に使用しても、これにより「上品な、または洗練された表現、生活様式、暮らし方」を想起させ、単なる「Refine」の場合よりも化粧品という商品自体にとどまらず生活全体のスタイルに資するものであるかのような印象を与えるものである。したがって、観念上、非類似であると言うべきである。

このような観念上の非類似と相まって、本件商標は文字部分がたとえ2段書きに書かれていても、全体としてまとまりがよく一体的に看取できるものであるから、これから生じる称呼は「ラフィネスタイル」であり、「Refine」のみ注目して「ラフィネ」と称呼されることはほとんどないと言うべきである。本件商標は商取引においては「ラフィネ」と称呼するよりは「ラフィネスタイル」と称呼するのが常識的であり、称呼上も引用各商標とは非類似であり、外観上も、本件商標と引用各商標とは一見して明らかに非類似である。

以上のように、本件商標と引用各商標とは非類似であり、商標法第4条第1項第11号には該当しないものである。

なお、被請求人は本件商標以外にも指定商品「化粧品」について先行商標1ないし3（乙1～乙3）を所有しており、引用各商標は、何れも被請求人の先行商標1ないし3の後に出版されたものである。そして引用各商標は先行商標の存在にも拘わらず登録されており、このことは「Refine Style」と「RAFFINE」とが非類似と判断されたことを示している。もし請求人が主張するように「Style」の文字部分には識別力がないのであれば、請求人の引用各商標は被請求人の先行商標1ないし3に類似するものとして拒絶されたはずであり、そのようになっていないのは、「Refine Style」と一体としたことにより、

「RAFFINE」とは異なる観念が生じ、また異なる称呼となったからである。本件商標と先行商標2は、一段書きと二段書きの点で異なるが、社会通念上は同一商標ともいえるべき商標であり、全体としてまとまりよく一体的に看取されるものであり、そこから生じる称呼は「ラフィネスタイル」である点には変わりがない。

本件商標と引用各商標とは非類似であり、商標法第4条第1項第11号には該当しない。

2 商標法第4条第1項第15号違反について

請求人の主張は、本件商標と請求人所有の引用各商標とが類似することを前提としたものであるが、前述のように、これらは互いに非類似であることが明白であり、このような前提が成立し得ない本案では請求人の主張は成り立たない。

また、請求人は、請求人の所有する化粧品ブランド「RAFFINE」が需要者の間に広く認識されていると主張しているが、化粧品ブランド「RAFFINE」自体が需要者の間に広く認識されている証拠はどこにも見出せない。

請求人が使用している商標は「Perfect One／RAFFINE」と「ラフィネパーフェクトワン」が主であり、「RAFFINE」などが単独で使用されているものはない（甲11-2）。また、Yahoo及び楽天の物販サイトとして提出された甲第11号証-3を見ても、「ラフィネパーフェクトワン」の商品名のみであり、「RAFFINE」などを付した商品は皆無である。甲第11号証-5には化粧品モイスチャー分野においてメーカー別シェアで3位、ブランド別シェアで2位の位置を占めていると主張しているが、記載によれば商品は

「RAffINE」ではなく、「ラフィネパーフェクトワン」が商品名／ブランドであることを示している。楽天の物販サイトで賞を受けたのは「RAffINE」ではなく、「ラフィネパーフェクトワン」である（甲11-6）。

請求人自身も、実際に使用しているのは「RAffINE」ではなく、「ラフィネパーフェクトワン」である。最近の新聞全面広告においても使用されているのは、「ラフィネパーフェクトワン」と「パーフェクトワン」である（乙4の1～4）。

このような広告活動／販売活動によって需要者に広く知られるようになるものとすれば、「ラフィネパーフェクトワン」であり、むしろ「パーフェクトワン」部分のみといえ、「RAffINE」そのものが周知性を獲得しているというのは根拠のない主張である。

いずれにしても、本件商標と引用各商標とは非類似である以上、本件商標は請求人の化粧品ブランドであるという「RAffINE」とは取引の場において需要者・取引者が明らかに峻別できるものであり、出所混同のおそれはない。本件商標は商標法第4条第1項第15号に該当しない。

3 商標法第4条第1項第19号違反について

請求人は、平成23年9月29日付内容証明郵便（甲9）から、被請求人は請求人の引用各商標及び化粧品ブランドの存在を知っていたことは明らかであるから、請求人が本件商標を化粧品に使用する行為は不正の目的をもって使用されるものと推認されると主張している。

被請求人が使用している本件商標、並びに先行商標2（登録第5364256号）は、いずれも、請求人の引用各商標とは非類似であり、請求人が化粧品ブランドであるとする「RAffINE」とも非類似商標である。

なお、商標法第4条第1項第19号の適用には、「他人の業務に係る商品又は役務を表示するものとして日本国内又は外国における需要者の間に広く認識されている商標」の存在が必要となるが、請求人が主張する化粧品ブランド「RAffINE」自体が需要者の間に広く認識されているという証拠は何ら提出されていないことは先に述べたとおりである。

請求人は、平成23年9月29日付内容証明郵便（甲9）から、被請求人は請求人の各引用商標及び化粧品ブランドの存在を知っていたことは明らかであり、このことをもって請求人が本件商標を化粧品に使用する行為は不正の目的をもって使用されるものであるとしている。何故、請求人の引用各商標及び化粧品ブランドの存在を知っていたことのみをもって、被請求人が「不正の目的」で本件商標を使用することになるのだろうか。論理の飛躍がある。

被請求人は、引用各商標の出願より前に、先行商標1ないし3の登録を受けている。先行商標2は、本件商標と社会通念上同一商標と言えるものであるが、新たに権利取得の要請があったので本件商標を出願したものであり、なんら「不正の目的」は存在しない。

先行商標1ないし3の出願は、内容証明郵便（甲9）が出された日付けより1年以上前に出願、登録を受けているものであり、甲第9号証から請求人の引用各商標及び化粧品ブランドの存在を知っていたから、本件商標は「不正の目的」をもって使用されるものであるとする推認は成り立たない。

したがって、商標法第4条第1項第19号には該当しない。

4 商標法第4条第1項第7号について

（1）請求人の主張は、本件商標が請求人の引用商標3件及び化粧品ブランド「RAffINE」と類似するものであることを前提とした議論であるが、まずこの前提が成り立たないのはこれまで述べてきたとおりである。

（2）請求人は、本件商標が、被請求人が行った商願2011-55832（商標「Nail Raffine／ネイルラフィネ」）に対して特許庁からの平成23年11月10日付けの刊行物等提出による通知（甲10）がなされた翌日に出願されたものであり、通知書に記載された引用各商標の存在を知って本件商標を出願している、と主張している。

刊行物等提出による通知（甲10）は、刊行物等提出書による情報提供があったことのみを通知するものであり、どのような刊行物等が提出されたのかは閲覧請求をしなければ分からない事項である。被請求人が閲覧請求した

のは、甲第10号証第1頁に記載の「閲覧請求24. 01. 23」の日付であり、拒絶理由通知書発送日の平成23年12月22日より後である。

本件商標の出願日が、商願2011-55832（商標「Nail Raffine／ネイルラフィネ」）に対して特許庁からの平成23年11月10日付の刊行物等提出による通知の翌日というのは、たまたまその「翌日」になったものに過ぎない。本件商標は、商願2011-55832の拒絶理由となる引用商標を知ってから出願したものではない。

もともと、被請求人は、請求人の引用各商標よりも先に出願し登録を受けた先行商標1ないし3を所有している。本件商標は先行商標2と社会通念上同一商標と認識されるものであり、これを商標の使用態様として権利確保の確認のため、本件商標は第3類を含めて出願し登録を受けたものである。ここには何ら不正使用の意図はない。

（3）請求人は、被請求人による本件商標と類似する商標（バナー広告）を化粧品に使用する行為や、過去の別の出願経過から、被請求人は他人の業務に係る商品と誤認・混同を生じさせる商標の不正使用を行っていると考えられ、公正な競争秩序を乱すとも主張している。

請求人は先行商標2に対しても商標法第53条の規定による審判請求を行っており、大旨同様な主張を行っている（取消2012-300347）。乙第6号証及び乙第7号証は、取消2012-300347において請求人が提出した甲第5号証及び甲第6号証の写しである。

乙第6号証は、被請求人の支配下にある子会社である株式会社ボディワークのホームページ

（<http://www.bodywork.co.jp/>）であり、乙第6号証のバナー広告を使用し乙第7号証の通販サイトに導いていた。乙第6号証（取消2012-300347の甲5）はその取得日時が記載されていないので作成日が不明であるが、その中のTopicsの最新日付が2012/04/12であることからその当時のものと思われる。現時点では、請求人指摘のバナーを使用しておらず、別異のバナーを使用している

（乙8）。2012年4月のバナー（乙6）及び2012年7月のバナー（乙8）中の本件商標及び先行商標2の部分が引用商標1ないし3と非類似であることはこれまでに述べてきたとおりである。

請求人は、広告バナーの3段目に「ラフィネの通販サイト」と記載され、「通販サイト」の文字部分がサービスの質を表示するに過ぎないことを考慮すると、一般消費者は「ラフィネ」の部分から、審判請求人の化粧品ブランド「RAFFINE」と関連する商品であろうと認識し、また請求人の化粧品ブランド「RAFFINE」と関連する商品であることを期待させるのが自然であるとも主張している。

しかしながら、乙第6号証（取消2012-300347の甲5）（そして乙8にも）のホームページにはどこにも化粧品に関する記載はなく、たとえこのホームページに迷い込んだ購入者がいたとしても、化粧品に関する商品を連想させるものはない。

乙第6号証及び乙第8号証は被請求人の子会社（株式会社ボディワーク）のホームページのトップページであるが、ここに「ハートフルリラクゼーション」と書いてあるように、商標使用者（株式会社ボディワーク）はリフレクソロジー、ボディケア、マッサージなどのサービスを行っている。

「Raffine／ラフィネ」ブランドは平成12年から既に商標登録を受け、広く知られたものとなっている。リフレクソロジー、ボディケア、マッサージなどについての教授も行い、「Raffine／ラフィネ」の他、多くの関連登録商標を親会社である被請求人が所有している。

被請求人の子会社（株式会社ボディワーク）の店舗「ラフィネ」は全国展開しており、リラクゼーションマッサージの分野では広く知られたものとなっている。このことはインターネット上で検索すればすぐに分かる事項である。したがって、このホームページ（乙6及び乙8）に入れば、バナー広告の「ラフィネの通販サイト」とは、マッサージ・リラクゼーションサロンの「ラフィネ」が行っている通販サイトであるとすぐに認識し、その通販サイト名はバナー広告中に記載の「Raffine Style」であることを理解するのが自然である。実際、そのバナー広告をクリックして誘導されるのは、乙第7号証（取消2012-300347の甲6）に示されるようにラフィネスタイルの通販サイトである。通販サイトの店名が「ラフィネ」であるかのように誤認させるものは全く存在しない。

請求人の化粧品ブランド「RAFFINE」自体に周知性・著名性があるのかどうかについては、先に述べたようにその証拠は提出されていないが、本件商標は少なくとも請求人の化粧品ブランド「RAFFINE」に便乗したものではない。被請求人が過去十数年にわたって築いてきた

「Raffine」ブランドを通販事業に展開するにあたり、先行登録商標と抵触することない商標（本件商標などの「Raffine Style」ブランド）を採択したものである。請求人の引用商標や化粧品ブランドの顧客吸引力及び識別力を希釈し又は請求人の業務を妨害するものではなく、不正目的で使用するものでもない。

（４）請求人は被請求人の過去の商願２００９－５８２３１、商願２０１１－５５８３２の出願経過についても種々述べているが、本件商標とは両事案とも関係のない事柄である（乙５）。

（５）請求人は、被請求人による本件商標の出願行為は、商願２０１１－５５８３２（商標：Nail Raffine／ネイルラフィネ）が拒絶された場合にも、「Raffine」の文字を含む本件商標にて代替的に権利を取得しようとするものであり、出願経過に社会的妥当性を欠くと主張する。

本件商標が登録されたからといって、被請求人の引用各商標や先行商標「ら・フィネ／LA・FINE」（登録第４７５３８９６号）などが存在する以上、「Raffine」単独で使用出来る訳ではない。代替的に権利を取得すると主張するが、何を代替的に使用出来るのであろうか。本件商標が登録されると、「Nail Raffine／ネイルラフィネ」も使用出来るようになるとは必ずしもならない。商標全体として請求人の引用各商標と非類似の商標であれば、その使用は正当な使用である。「Raffine」の部分のみを使用するというのであれば、これは引用各商標と明らかに類似であるから、もともと代替的な意味はない。請求人の主張は意味不明の主張である。

請求人のように「RAFFINE」などの引用各商標の存在を理由に、たとえ商標全体としてみれば明らかに非類似商標であっても、「RAFFINE」の文字を有することのみを理由としてこれを排除しようとする態度は、これこそ権利の濫用であり、公正な競争秩序に反するものである。請求人がこのような態度を続けるのであれば、「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある商標」に該当するのは、本件商標ではなく、むしろ請求人の所有する引用各商標である。

いずれにしても本件商標は商標法第４条第１項第７号には該当しない。

５ むすび

以上のとおり、本件商標は請求人の引用各商標の何れとも非類似であり、商標法第４条第１項第１１号には該当しない。また商標法第４条第１項第１５号、同第１９号及び同第７号の何れにも該当しない。よって商標法第４６条第１項第１号に該当するものではないので、本件審判の請求は成り立たない、との審決を求める。

第５ 当審の判断

１ 商標法第４条第１項第１１号該当性について

（１）本件商標について

本件商標は、別掲１に示すとおり、緑色で大きく書かれた「Raffine」及び「Style」の欧文字を二段に表し、さらに「Style」の文字の右側に、薄緑色で円を描き、その内側に円輪郭状に「We LOVE HEARTFUL RELAXATION・」の緑色の文字を配し、さらに、その内側に緑色の円図形を中心にして六角図形を４つ上下左右に花びら風に配置したものである。

そして、本館商標の構成文字全体から生じる「ラフィネスタイルウイラブハートフルリラクゼーション」の称呼は極めて冗長であり、また、構成中の「Raffine」及び「Style」の文字部分は、同書体、同じ大きさ、同じ色で他の文字に比して大きく顕著に表されていることからして、本件商標は、全体から生じる前記称呼のほかに、「Raffine」及び「Style」の文字部分から「ラフィネスタイル」の称呼をも生ずるといふべきである。

そして、商標構成中の「Raffine」の語（文字）はフランス語で「上品な、洗練された」等の意味を有し、また、「Style」の語（文

字)は英語あるいはフランス語で「流儀、スタイル、型、様式」等を意味するもので、我が国においては「スタイル」の語とともに親しまれているものであるから、両語からは「上品な、洗練されたスタイル、生活様式」程の観念が生じるものである。

なお、「R a f f i n e」及び「S t y l e」の文字部分は、前記のとおり、同書、同大、同色でまとまりよく一体的に表されているものであり、かつ、「S t y l e」の文字が化粧品の品質などを表示したものともいえないことからすれば、ここから更に「R a f f i n e」の文字部分を分離して、取引に資するとは言い難いものである。

(2) 引用商標について

引用商標1は「R A F F I N E」の、引用商標2は「R A f f I N E」の欧文文字を標準文字により表してなり、引用商標3は、別掲2に示すとおり、中間部分の「f f」の文字をやや図案化して、他の文字より縦長に表した、「R A f f I N E」の欧文文字よりなるものである。

したがって、引用各商標からは、それぞれの構成文字に照応して、「ラフィネ」の称呼及び「上品な、洗練された」程の観念が生じるものである。

(3) 本件商標と引用商標の類否について

ア 外観について

本件商標の構成は前記したとおり、全体として緑色で表され、「R a f f i n e」及び「S t y l e」文字部分も、二段には表示されているものの、同書、同大に一体的に表されているものであるから、たとえ、二段に表わされた構成よりなるものであったとしても、「R a f f i n e」及び「S t y l e」の文字部分は一体的に把握されるというのが相当である。

これに対して、引用各商標は、それぞれ前記したとおり、「R A F F I N E」あるいは「R A f f I N E」の欧文文字よりなるものであるから、本件商標と引用各商標とは外観上互いに区別し得るものである。

イ 観念について

本件商標からは「上品な、洗練されたスタイル、生活様式」程の、引用各商標からは「上品な、洗練された」程の観念を生ずるものであるから、両者は観念において区別し得るものである。

ウ 称呼について

本件商標から生ずる「ラフィネスタイル」の称呼と、引用各商標から生ずる「ラフィネ」の称呼は、後半において「スタイル」の音の有無という差異を有するものであるから、称呼において類似するということとはできない。

また、本件商標の構成全体から生ずる「ラフィネスタイルウイラブハートフルリラクゼーション」の称呼と、引用各商標から生じる「ラフィネ」の称呼とは、音数及び音構成に明らかな差異を有するものであって、区別し得るものである。

エ 小括

以上のとおり、本件商標と引用各商標とは、その外観、観念、称呼において区別し得る、非類似の商標であるから、本件商標は、商標法第4条第1項第11号に該当するということとはできない。

2 商標法第4条第1項第15号について

(1) 化粧品ブランド「R A f f I N E」の著名性について

請求人は、化粧品ブランド「R A f f I N E」は、商品「化粧品」について周知性・著名性を獲得している旨主張して、甲第11号証ー1ないし7を提出している。そこで、以下、各号証について検討する。

ア 甲第11号証ー1は、2012年4月現在の「請求人の販売店舗一覧表」とするものであるが、「ラフィネカラー」を店舗名とする販売店舗が全国に17店舗あることは認められるものの、各店舗における化粧品ブランド「R A f f I N E」の具体的な使用状況、販売実績等は不明である。

イ 甲第11号証ー2は、2012年4月16日に紙出力された「《公式》新日本製薬 化粧品ラフィネシリーズ、ダイエット食品、健康食品、医薬品のオンラインショッピング」とのタイトルによる、請求人のインターネット上の販売サイトであるが、ここには、「朝も夜も洗顔の後はこちらだけ。」との表示の下部に、化粧品の容器とおぼしき商品が表示され、その表面には「P e r f e c t O n e」の文字及び中間部分の「f f」の文字がやや図案化された「R A f f I N E」商標が表示されている。また、その下部には「累計販売数 1, 400万個」、「オールインワン美容液ジェル ラフィネ パーフェクトワン」並びに「CM放送中」の表示がされている。

さらに、1頁右下から2頁右上にかけて、今週の売れ筋ランキングとして、「NO. 1 ラフィネパーフェクトワン」、「NO. 2 ラフィネクリアソープ」、「NO. 3 ラフィネソリッドクレンジング」の表示がある。なお、その左側には商品ラインナップとして化粧品が掲載されていると思われるが、不鮮明であるため商品名等は確認できない。

ウ 甲第11号証-3は、「Yahoo及び楽天の物販サイト」とされるものであって、「YAHOO! JAPANショッピング」及び「楽天市場」の各サイトにおける2012年4月12日の「新日本製薬」の語の検索結果であるところ、それぞれ「ラフィネパーフェクトワン」及び「ラフィネパーフェクトワンモイスト」と称する商品が写真とともに掲載されている。

エ 甲第11号証-4は、「請求人の広告媒体一覧表（テレビCM及び紙媒体）」とされるものであるが、2012年1月から3月の間に70の放送局において化粧品ブランド製品のテレビCMを行い、また、122の雑誌、新聞等の紙媒体による広告を行ったことがうかがわれる。なお、一覧には放送地域、放送局名、雑誌・新聞名等の記載はあるものの、これらの広告媒体により、化粧品ブランド「RAFFINE」が使用された請求人の商品がどのように広告宣伝されたか、あるいはその広告回数等の具体的な内容は示されていない。

オ 甲第11号証-5は、「化粧品マーケティング要覧2011 No. 1」（株式会社富士経済、2011年3月30日発行）であって、「化粧品市場を構成する主要製品に関して、基礎情報を調査・分析することにより、化粧品市場全体及び主要品目について概観すること」を調査目的とするものである。そして、その4枚目（P. 67）には、調査対象品目中の「スキンケア（9品目）」のうちの「モイスター」について、「モイスタークリーム、ナリシングクリーム、バニシングクリームなどの皮膚へ油分や水分を与える化粧料で、化粧液、美容液以外のジェルタイプの製品、オイルを含む」の記載があり、6枚目（P. 70、P. 71）には、「モイスター（保湿用化粧品）」についての販売実績、メーカーシェア及びブランドシェア（なお、請求人のメーカー販売実績とブランド売実績及びメーカーシェアとブランドシェアはいずれも同一である。）が掲載されており、それぞれ2008年次が6,800万円、7%、2009年次が7,500万円、7.1%、2010年次が9,000万円、8.1%及び2011年次（見込み）が9,200万円、7.9%の記載がある。

また、ブランドシェアの一覧表下方には「（2）『ラフィネ』（新日本製薬）はオールインワンジェル『同 パーフェクトワン』を基幹商品としてTVCMやインフォマーシャルの投下を積極的に行っているほか、規模は小さいものの直営店舗『ラフィネカラー』の展開により通販以外でも顧客との接点を設けていることで需要取り込みが進み、実績は拡大推移となった。」の記載がある。

さらに、7枚目（P. 72）の「5. 種類別マーケット動向」中の「2）市場規模推移」には、「（2）ジェルはオールインワンタイプのアイテムが主力となっており、2010年は「ドクターシーラボ」（ドクターシーラボ）、「ラフィネ」（新日本製薬）などシェア上位の通販メーカーが市場を牽引し、・・・」の記載があり、8枚目（P. 74）の「3）市場シェア

（2）ジェル」には、「（2）新日本製薬は『ラフィネ パーフェクトワン』を基幹商品として、TVCMやBS放送のインフォマーシャルで訴求することで新規需要の取り込みを進めており、既存顧客に対してはアウトバウンドの強化による囲い込みを進めたことが奏功し、実績は大幅拡大となった。」の記載がある。また、「6. 価格帯別動向」には

「（4）3,000～5,000円未満は大手通販メーカーや制度品メーカーの展開するマズブランドの実績が中心となり、2010年は『エリクシール ホワイト』（資生堂）、『DHC 薬用Q』シリーズ（ディーエイチシー）等の投入が見られ、『ドクターシーラボ アクアコラーゲンジェル』（ドクターシーラボ）、『ラフィネ パーフェクトワン』（新日本製薬）が引き続き需要を取り込んだことで価格帯実績は大幅拡大となった。」の記載がある。

カ 甲第11号証-6は、ネット販売受賞歴とされるものであるが、「楽天オリジナルコスメ大賞」の全体、クリーム部門あるいはスキンケア部門において、「ラフィネ パーフェクトワン」が、2007年ないし2010年の年間あるいは上半期に1位を受賞したことが記載されている。なお、「オリジナルコスメ」とは、「知名度のあるナショナルブランドに対するプ

ライベートブランド・ハウスブランドと位置づけ、メーカー直販及びそれに準ずるお店が楽天で販売しているコスメ」（楽天市場ウェブサイトより）である。

キ 甲第11号証-7は、請求人のホームページへのアクセス数の推移表であるが、2012年1月及び2月は200万件程度のアクセス数があり、それ以前に比べ増加していることが示されている。

ク 以上によれば、請求人は、「RAffINE」ないし「ラフィネ」とするシリーズ化粧品の一つとして、「ラフィネパーフェクトワン」とするオールインワン美容液ジェルを取り扱っており、これを基幹商品として、テレビ、新聞等で積極的に広告宣伝を行い実績を伸ばしていることが認められる。そして、当該化粧品の容器には「PerfectOne」及び「ff」の文字がやや図案化された「RAffINE」商標が表示されているものである。

したがって、モイスチャー化粧品の分野における販売実績及びメーカーあるいはブランドシェア等からすれば、「RAffINE」ないし「ラフィネ」は、モイスチャー化粧品の分野においては、請求人の業務に係る商品を表すものとして一定程度知られていたといえるものであるが、モイスチャー化粧品は化粧品の一分野にすぎないものであり、また、その基幹商品として相当の販売実績を有する美容液ジェルは、「ラフィネパーフェクトワン」と称して商品紹介等がされていることからしても、「RAffINE」が化粧品分野全体の需要者にまで広く認識されているものということとはできない。

（2）さらに、本件商標と化粧品ブランド「RAffINE」は、前記1の引用各商標の認定と同様に非類似の商標といえるものであるから、結局、本件商標と化粧品ブランド「RAffINE」とは別異の出所を表示するものとして看取されるというべきである。

（3）してみれば、本件商標をその指定商品に使用しても、それが、請求人又は請求人と経済的又は組織的に何らかの関係のある者の業務に係る商品であるかのごとく誤認し、取引者・需要者がその商品の出所について混同するおそれがあるということとはできず、本件商標は商標法第4条第1項第15号に該当するということとはできない。

3 商標法第4条第1項第19号について

本件商標と化粧品ブランド「RAffINE」とは、引用各商標と同等に非類似の商標であるから、「不正の目的」の有無について検討するまでもなく、本件商標が商標法第4条第1項第19号に該当すると認めることはできない。

なお、請求人は、甲第9号証の警告書をもって、請求人が商品の販売や宣伝広告の中止を求めたにもかかわらず本件商標を登録出願したことは、請求人の化粧品ブランドが有する顧客吸引力及び識別力を希釈する目的や、請求人の業務を妨害する目的をもって本件商標を出願した可能性があると主張しているが、当該警告の対象となった商標は本件商標とは別異の商標であり、また、商標登録出願は、自己の業務に係る商品・役務について使用をするためになすものであるから、警告を受けた商標と同一の文字を含む本件商標について登録出願をしたからといって、それが直ちに請求人の商標の希釈化や請求人の業務を妨害することに通じるとはいえず、被請求人がそのような目的や不当の利益を得ようとする目的をもって本件商標を登録出願したとすべき証拠は認められない。

4 商標法第4条第1項第7号について

（1）商標法第4条第1項第7号は、商標それ自体が公の秩序又は善良な風俗を害する場合、それに商標権を付与することは商標法の目的に反することとなるからこれを登録しないとしたものであるが、この理由以外にも、他人の周知・著名商標の当事者以外の者が不正な目的をもって剽窃的に登録出願をした場合など、それが商標法の目的に反するとされるときには同号が適用されることもあり得るところである。

この点について、請求人は、商標出願において出願経過に社会的妥当性を欠く場合、不正の目的をもって出願されたものであることが明らかな場合には、かかる事情が存在するにもかかわらず結果として得られた商標登録を容認することは、商品の流通秩序を含む「公序良俗」を害するおそれがあると判断され、商標法第4条第1項第7号によって排除されるものであると主張している。

そこで、本件商標の出願経緯に社会的妥当性を欠く事情が認められるか、あるいは不正の目的による出願であるか否かについて検討する。

(2) 請求人は、商願2011-55832に対する特許庁からの「刊行物提出書」を受領した翌日に本件商標を登録出願しており、被請求人が引用各商標の存在を知っていたことは明らかである旨主張している。

しかしながら、他人の先出願や登録商標があることを知っていて登録出願をしたからといって、その出願行為について、社会的妥当性を欠き、あるいは、不正の目的による出願とすることはできず、この点の請求人の主張は採用することはできない。

(3) 請求人は、被請求人が使用する本件商標と類似するバナー広告には、「ラフィネの通販サイト」の表示があり、この「ラフィネ」の文字部分から、請求人の化粧品ブランド「RAFFINE」と関連する商品であろうと認識し、期待するのが自然であり、被請求人による上記使用行為は、請求人の化粧品ブランドとの間で誤認・混同を生じさせるものであり、請求人の化粧品ブランドの顧客を自己の販売する商品に誘導し、利益を上げる目的が推認され、商標の不正使用である旨主張している。

しかしながら、上記請求人の主張は、当該バナー広告中に本件商標とともに表示されている「ラフィネ」の部分に係る主張であり、上記バナー広告による使用態様があるからといって、本件商標の登録出願の経緯に著しく社会的妥当性を欠くものということとはできない。

また、被請求人提出の乙第6号証によれば、「ラフィネの通販サイト」の表示があるバナー広告は、「ラフィネ」の店舗名でマッサージ・リラクゼーションサロンを展開する被請求人の子会社である「株式会社ボディワーク（以下、「ボディワーク」という。）のホームページのトップページに表示されていると認められるところ、当該ホームページ上の「ハートフルリラクゼーション」や「リラクゼーションスペースラフィネ／Raffine」等の表示からすれば、ボディワークの提供するサービスが、ボディケア、マッサージ等のリラクゼーションに関するものであることは容易に想像できるものであり、当該バナー広告を見た者が直ちに請求人の化粧品ブランド「RAFFINE」を認識するということとはできない。

したがって、本件商標の登録出願の経緯に社会的妥当性を欠く事情があり、あるいは、本件商標が不正の目的による出願であったとすることはできないものである。

(4) 請求人は、商願2009-58231及び商願2011-55832に関する経緯を述べて本件商標の出願は、他人の業務に係る商品と誤認・混同を生じさせる行為であり、本件商標の出願経緯は社会的妥当性を欠く旨主張している。

しかしながら、上記の登録出願にかかる商標は、本件商標とは異なる態様のものであって、それらの登録出願の審査の経緯は、本件商標の登録出願行為とは直接関連しないものである。また、本件商標が、他人の業務に係る商品と誤認・混同を生じさせるおそれがあったにもかかわらず登録されたという場合には、それは専ら、当該登録出願商標が、商標第4条第1項第15号に該当するか否かについて判断されるべきであって、同項第7号をもって登録を拒むことができると解することはできないものである。なお、本件商標が、商標第4条第1項第15号に該当しないものであることは、前記2のとおりである。

(5) 商標法4条1項7号該当性についての判断

以上によれば、本件商標は、それ自体が公の秩序又は善良な風俗を害する構成のものとはいえず、また、その出願経過に社会的妥当性を欠く事情があったともいえず、剽窃的あるいは不正の目的を有する登録出願ともいえないものであるから、この旨をいう請求人の主張は採用することはできない。

したがって、本件商標は商標法第4条第1項第7号に該当しない。

5 むすび

以上のとおり、本件商標の指定商品中「化粧品」についての登録は、商標法第4条第1項第11号、同第15号、同第19号及び同第7号に違反してされたものではないから、同法第46条第1項の規定により、無効とすることはできない。

なお、請求人は、平成25年1月25日付けで弁駁書及び甲第17号証ないし甲第24号証を提出しているが、その理由及び内容を検討するも、前記判断に影響を与えるものではない。

よって、結論のとおり審決する。

平成25年 2月 1日

審判長	特許庁審判官	野口 美代子
	特許庁審判官	内山 進
	特許庁審判官	前山 るり子

別掲1（本件商標）（色彩は原本参照）

Raffine
Style 

別掲2（引用商標3）

RAffINE

（行政事件訴訟法第46条に基づく教示）

この審決に対する訴えは、この審決の謄本の送達があった日から30日（附加期間がある場合は、その日数を附加します。）以内に、この審決に係る相手方当事者を被告として、提起することができます。

（この書面において著作物の複製をしている場合のご注意）

特許庁は、著作権法第42条第2項第1号（裁判手続等における複製）の規定により著作物の複製をしています。取扱いにあたっては、著作権侵害とならないよう十分にご注意ください。

〔審決分類〕 T 1 1 2 . 2 6 1 - Y (X 0 3)
2 6 2
2 6 3
2 7 1
2 2 2
2 2

審判長	特許庁審判官	野口 美代子	7482
	特許庁審判官	内山 進	7544
	特許庁審判官	前山 るり子	7672